

# 第10回教育委員会（定）

開会日時 平成28年 5月 25日（水） 午前 10時00分  
閉会日時 午前 11時48分  
開会場所 教育委員会室

## 出席者

教 育 長	中 川 修 一
委 員	高 野 佐 紀 子
委 員	青 木 義 男
委 員	松 澤 智 昭
委 員	上 野 広 治

## 出席事務局職員

事務局次長	寺 西 幸 雄	地域教育力担当部長	松 田 玲 子
教育総務課長	木 曾 博	学 務 課 長	三 浦 康 之
生涯学習課長	浅 賀 俊 之	地域教育力推進課長	石 橋 千 広
指導室長	栗 原 健	教育支援センター所長	新 井 陽 子
新しい学校づくり課長	佐 藤 隆 行	学校配置調整担当課長	水 野 博 史
施設整備担当副参事	荒 張 寿 典	中央図書館長	荒 井 和 子

## 署名委員

教育長

委 員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 本日は、4名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立いたしました。  
ただいまから、平成28年第10回の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、寺西次長、松田地域教育力担当部長、木曾教育総務課長、三浦学務課長、浅賀生涯学習課長、石橋地域教育力推進課長、栗原指導室長、新井教育支援センター所長、佐藤新しい学校づくり課長、水野学校配置調整担当課長、荒張施設整備担当副参事、荒井中央図書館長、以上12名でございます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により、松澤委員にお願いいたします。

本日の委員会は、2名から傍聴申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。

それでは、議事に入ります。

### ○議事

日程第一 議案第31号 教育財産の用途廃止について

(新しい学校づくり課)

教 育 長 日程第一 議案第31号「教育財産の用途廃止について」、次長と新しい学校づくり課長から説明願います。

次 長 それでは、議案第31号でございます。

教育財産の用途廃止について。

上記の議案を提出する。

平成28年5月25日。

提出者は、中川教育長でございます。

教育財産の用途廃止について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第2項により、教育財産の用途を廃止する。

1、旧清水図書館。

(1) 用途廃止する財産といたしまして、土地は宮本町62番7でございます。  
地目は、宅地。

登記面積は、154.84㎡でございます。

用途地域は記載のとおりです。

建物につきましては、昭和40年9月建築。

構造は、鉄筋コンクリート造地下1階地上3階建てで、延床面積が380.60㎡でございます。

工作物がフェンス、非常階段、立看板となっております。

提案理由でございますが、今後の行政需要が見込めないため、教育財産の用途を廃止し、区長部局に移管して活用するものでございます。

担当の課長から、内容をご説明いたします。

新しい学校づくり課長

では、私の方から、詳細につきましてご説明申し上げます。

資料2ページをご覧くださいませでしょうか。

こちらは案内図になってございますけれども、当該建物は、従前、清水図書館として活用しておりましたけれども、平成21年度に清水地域図書館、この案内図でいきますと当該建物の斜め左上の方になりますけれども、清水地域センターが改築を行いまして、その際に、清水図書館が地域センター内に移転したことに伴いまして、平成21年12月末をもって旧清水図書館は閉館いたしまして、その後、今日に至るまで中央図書館による閉鎖管理となっておりました。

区では、平成25年度に策定いたしました公共施設等の整備に関するマスタープランで廃止施設等の有効活用について検討を行っておりまして、そのマスタープランで、当該施設につきましては、用途地域や立地条件から売却は可能であると考えられるため、行政需要がない場合は、売却も視野にいれつつ検討を行うというように総括されてございます。

また、その後、平成27年度に策定されました当該マスタープランに基づく個別整備計画におきまして、敷地が狭隘なため、当面の行政需要としての活用は見込めないことから、短期的な貸し付け、暫定利用、または売却を進めるとの方向性が示されてございます。

これを受けまして、区の財産管理を所管しております政策経営部資産活用課が全庁的に跡地活用の要望調査を実施いたしましたけれども、今後、教育用地として活用が見込めないこと、また、区としても暫定利用、活用の見通しがないことから、売却を視野に入れた手続を進めるため、教育財産としての用途を廃止し、区長部局に当該施設を移管するという内容でございます。

説明は、簡単でございますが、以上でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

教 育 長

質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

(なし)

教 育 長

では、お諮りします。日程第一 議案第31号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長

では、そのように決定します。

#### ○議事

日程第二 議案第32号 区議会提出議案及び意見の聴取について

1. 東京都板橋区個人番号及び特定個人情報等の取扱いに関する条例

の一部を改正する条例

(学務課)

2. 東京都板橋区幼稚園等の保育料の額を定める条例の一部を改正する条例

(学務課)

3. 東京都板橋区立社会教育会館条例の一部を改正する条例

(生涯学習課)

教 育 長 日程第二 議案第32号「区議会提出議案及び意見の聴取について」、次長と各課長から説明願います。

次 長 それでは、議案第32号でございます。  
区議会提出議案及び意見の聴取について。  
上記の議案を提出する。  
平成28年5月25日。  
提出者は、中川教育長でございます。  
区議会提出議案及び意見の聴取について。  
平成28年第2回東京都板橋区議会に下記案件を提出するとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく区長からの意見の聴取について、区長原案に同意する。  
記。  
1、東京都板橋区個人番号及び特定個人情報等の取扱いに関する条例の一部を改正する条例。  
2、東京都板橋区幼稚園等の保育料の額を定める条例の一部を改正する条例。  
3、東京都板橋区立社会教育会館条例の一部を改正する条例。  
内容については、それぞれ、担当の課長からご説明いたします。

学 務 課 長 それでは、学務課に係る2件につきまして、私の方からご説明させていただきます。

議案第41号、東京都板橋区個人番号及び特定個人情報等の取扱いに関する条例の一部を改正する条例でございます。

本条例は、マイナンバー法の施行に伴いまして、個人番号及び特定個人情報の取扱いについて必要な事項を定めているものでございますけれども、その条例の一部を改正するものでございます。

教育委員会関係の主な点をご説明させていただきますので、次のページをご覧くださいと思います。

教育委員会が子ども・子育て支援に関する事務、具体的には幼稚園保育料の決定等に関する事務を執行するに当たりまして、区長から提供を受ける必要がある特定個人情報等について、別表3に追加するものでございます。

本条例には、区長部局が所管します保育所関係事務で子ども・子育て支援に関

する事務の規定が既にごさいますて、教育委員会が行う幼稚園関係事務については補助執行するという取扱いで行っております。

このたび、本条例を所管します区政情報課で精査した結果、保育園と幼稚園にかかわる事務につきましては、それぞれ連携しながらも、個別に事務を実施しているという点を踏まえまして、教育委員会にも子ども・子育て支援に関する事務を明記することにしたところがございます。

改正については、この追加をするという部分だけでございます。

本件については、説明は以上でございます。

続きまして、議案第48号をご覧いただきたいと思ひます。

東京都板橋区幼稚園等の保育料の額を定める条例の一部を改正する条例でございます。

本条例改正は国の幼児教育の無償化に向けた取り組みの段階的推進に対応するものでございます。

改正内容につきましては、次のページの提案理由に要約されてございます。

こちらをご覧いただきますと、ひとり親世帯等の保育料の負担軽減措置について定めるとともに、多子世帯の保育料の負担軽減措置を拡充するものでございます。

具体的には机上配付させていただきました、保育料の階層表という資料がございますけれども、こちらをご覧いただきながら、お聞きいただければと思ひます。

1点目のひとり親世帯等の保育料の負担軽減ですけれども、住民税の所得割の額が7万7,100円以下の世帯。つまりC-1階層のひとり親世帯につきましては、現在、第1子の保育料は4,600円でございますけれども、こちらが負担軽減ということで無料になるという改正でございます。

もう1点が、多子世帯の負担軽減についてということですが、現在の制度では、多子軽減に伴う多子計算の年齢に制限がございます。

小学校3年生以下の年長者が対象になりますが、4年生以上は対象外という規定でございます。

例えば中学1年生と4歳児のケースですと、現在は、中学1年生は対象外となりますので、4歳児は第1子という扱いになります。

この年齢制限を、ひとり親世帯等の負担軽減と同様に、住民税の所得割の額が7万7,100円以下の世帯、C-1階層以下の世帯については撤廃するというところでございます。

そうしますと、先ほどのケースですと、改正前は4歳児が第1子であったため、保育料は4,600円でしたけれども、改正後は4歳児が第2子ということになりますので、第2子の保育料が適用されることになりまして、保育料が無料になるということでございます。

以上が今回の改正内容でございます。本条例につきましては、交付の日から施行いたしますけれども、平成28年4月1日にさかのぼって適用させていただくものでございます。

説明は以上でございます。

生涯学習課長　それでは、引き続きまして、東京都板橋区立社会教育会館条例の改正につきまして、ご説明させていただきます。

資料につきましては、概要を用意させていただきました。

「東京都板橋区立社会教育会館条例改正概要」こちらをご覧ください。

まず、改正理由でございますけれども、本年10月より、社会教育会館を生涯学習センターとしまして、中高生を中心としました若者向けの機能を付加して運営を開始するところでございます。

条例の改正概要を記載させていただきました。

まず、条例本体の題名を「東京都板橋区立生涯学習センター条例」に改めさせていただきます。

また、設置目的につきましては、このセンターの性格を明確に位置づけるため、こちらを変更させていただきますして、「区民の生涯にわたる学びの推進及び学びを通じた多世代の交流に寄与するため」と改めさせていただきます。

また、それぞれの施設の名称につきましては、大原、成増、それぞれ「生涯学習センター」に改めるというものでございます。

次に、追加項目としまして、従前は無料の施設につきましては、条例上、規定がされておりませんでした。今回、施設の概要を明確にするという趣旨から、無料施設、そして有料施設をそれぞれ規定させていただくものでございます。

また、事業の項目も、この生涯学習センターとしてどのような事業を行うのかを明確にこちらでお示しさせていただきました。

次に、入館の制限。この施設を利用するに際しまして、こちらは第7条でございますけれども、第7条のところ、他人に迷惑をかけたり、センターの管理運営上、支障があるような方につきましては利用をお断りできる旨の規定を追加させていただきました。

また、無料の施設につきましては、第8条におきまして、センターの設置目的に従って、利用する方たちの自由な利用に供する旨の規定を明記させていただいたところでございます。

さらに、第8条の中で、同じく有料施設を利用できる方、こちらにつきましては、おおむね12歳から18歳までの団体並びに個人を追加させていただきました。

そして、従前、児童館として併設されていたところが役割を終えましたので、こちらを改修いたしまして、青少年の居場所という形で施設の中に組み込みます。

それに伴いまして、大原生涯学習センターにつきましては、「学習室」及び「多目的室」を新規に追加させていただくほか、成増生涯学習センターに「多目的室」を追加させていただくものでございます。

そのほか、条例の項番の整理、それから必要な文言の整理などを行わせていただくという内容でございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員 生涯学習センターの最後のところですが、前回の教育委員会で生涯学習センターの件について、まだイメージがはっきり湧かなかったところがあるので、今回の有料区分と無料区分を分けるということ、それから、今までは団体以外は利用できなかったのが、無料施設は個人が利用でき、有料施設についても個人でも利用できると読んでよろしいのでしょうか。

生涯学習課長 そのとおりです。個人で、この有料施設等につきましても専有して利用できるような規定にさせていただきました。

地域教育力担当部長 センターの事業においては、個人でもご利用いただいて入れるとか、そういう形です。

高 野 委 員 個人が直接借りるということではなくて、センターが事業を行うときに、その施設を個人の資格で、団体登録していなくても利用できると読めばいいということですか。

地域教育力担当部長 はい。

高 野 委 員 分かりました。それと、このほかに、今度、前回の生涯学習センターのときには、この若者コーナーの利用時間などの制限は、ここに書かれているセンター全体との時間とは違っておりますが、それも今後、詳細にあたっては、また別な細則のようなものができ上がっていくのでしょうか。

地域教育力担当部長 また検討して、運用上の時間ですとか、そういうものは決めていくということです。

高 野 委 員 分かりました。ありがとうございます。

教 育 長 そのほか、いかがでしょうか。  
今のところの、この個人利用の確認は、もう一度、整理していただけますか。  
有料のところを個人での申し込みはできないということですね。

地域教育力担当部長 基本的には。

生涯学習課長 第8条の3項のところに規定させていただきましたけれども、団体及び個人に有料施設を利用させることができるという旨の規定をさせていただいてございます。

教 育 長 結論を言ってください。どうですか。

生涯学習課長 個人であっても、有料施設を利用申請し、専用することは可能という条例のつくりにさせていただきました。

地域教育力担当部長 では、その件については少し整理させていただきます。

教 育 長 そうですね。少し整理してください。当然、これは読み解くとそうなるけれども、実際はどうかというところ。実際というか、読み解いたときにそういう疑問が起こること自体が、条文についてクエスチョンが出るのかなと思うのですが。

高野委員は、実際にお読みいただいたとき、どういうご理解をいただきましたか。

高 野 委 員 私は、大原の学習室などが団体でしか利用できなくなってしまうときに、個人で自習室のようなものをつくってほしいという意見を述べました。

そういう意味で、学習室や、有料施設の部分でも個人の資格で利用できるのかなというように、それを読んだのですけれども。

ただ、それは常に有料施設が解放されているということなのか、今、部長から、その事業としてやるということで伺ったので、そういう自習室コーナーという事業をやっていただけのかなというイメージを持ちました。

地域教育力担当部長 そうするように私も捉えていたので、もう一度確認いたします。申しわけございません。

松 澤 委 員 1点だけ、少しよろしいでしょうか。こちらの文章の内容で把握させていただくと、大枠と小枠みたいなものがありますよね。

利用するというのは、その会館を利用される方という大きい部分、あと、有料の部屋を貸し出すというのは、その次の部分になってくると思うのです。

利用できる方の中で、その中の会議室であったり、何かを貸し出したりするときは、高野委員がおっしゃっていたように、団体なのか、個人でも大丈夫なのかというところを明確にさせていただいて、大枠の利用者の中は、今、多分、課長がおっしゃったように、個人も使えますよというような把握なのかというところをもう少し明確にさせていただければと思います。

あと少し気になったのは、部屋ごとに、この部屋は個人でもいいですよ、でも、この大きいレクリエーションルームのような部屋は団体でないといけませんよ、何階はとかという、もし小分けがあるのであれば、そういったものも詳しく教えていただきたいというのが、前回の委員会でもそうだったのですけれども、時系列になって、変わった部分と今までどおりの部分というのが多分あると思うのです。



そちらを、ここは前はこうだったけれども、ここをこういうふうに変えましたという形にさせていただくと、私たちも把握しやすいと思うのですけれども。

その辺で、今のご質問のところで、私も分からなかったのは、有料でお貸ししていただく施設の中のものも、団体に属している個人なのか、それとも団体に属していなくても個人として借りられるのかというところは明確にさせていただいた方がよろしいのではないかなと思ってご質問させていただきました。

生涯学習課長 今、ご質問をいただいて、私の方の説明が明確にお示しできなくて、申しわけございませんでした。

こちらの施設につきましては、条例上は個人でも有料施設を利用できるという条件は整えさせていただいております。

ただ、実際の運用に関しましては、個人でこういう部屋を貸し切って利用するというのはなかなか想定しづらいところです。

基本的には、その部分につきましては、会館の主催事業などで事業を起こしまして、個人などでそれぞれ利用できるというものを実際の運用上は想定してございます。

ただ、色々な、ダンスの練習であるとか、音楽の練習などで、この部屋を使いたいと言われた場合に、個人でも貸し切りができるようにしておきませんと、なかなか活動が制約されるということもありますので、このような条文の規定をさせていただいたところです。

ですから、ルール上としましては、個人でも部屋を貸し切りができる条件は整えさせていただいております。

教 育 長 先ほどから出ている、多分、高野委員もそうなのですからけれども、子どもたちが行ったときに居場所がないという状況が非常に心配なわけですね。

つまり、あるスペースは、いつ行ってもそのスペースで例えば学習ができるとか、話し合いができるというような、そういったところがやはり1つの大きな生涯学習センターの魅力だと思うのですが、それが阻害されることはないのですか。

例えば、今、そういうことは想定できないと言っていますけれども、例えば個人でそういう有料の施設を借り切ったといったときに、それ以外に、その青少年の人たちが来たときに居場所として入れる場所というのは幾つかあるわけですか。

生涯学習課長 今、教育長の方からお話があった例を参考に引用させていただきますと、例えば大原などの学習室というところが有料施設として規定されておりますけれども、こちらにつきましては、基本的に青少年センター機能、そちらの方で運用する時間帯につきましては、区の方で主催事業としまして施設を押さえて、フリーで使える環境を用意させていただくという運用を考えております。

要は、居場所としてきちんと区の方で確保しつつ、必要があれば、こちらは専有できる条件は整えておく。

実際の運用ではフリーのスペースとしてこういう学習室などをお使いいただける、そういった環境をつくっていくという考えで運用してまいります。

松澤委員 今のお話ですと、もし別の方が借りにきた場合に、区で押さえているということは借りられないということなのか。それとも、区で押さえていないときに借りられてしまった場合は、今、教育長がおっしゃったように、子どもが行ったときは、有料で貸しているわけですからそこを子どもに使わせるということはできないわけですね。

なので、その辺は僕ら一般の人から見ると、何か少し難しいというか、もうずっと板橋区としてここはフリーですよ、明確にいつでも使えるよと決めていただいた方がよろしいかと。

こちらは、借りた方が使う、専有して閉めて閉鎖的に使うスペースというのを明示されていないと、そこら辺が、普通の考え方ですとそうなのですけれども、もし皆さんの運営上、何かそういった意図があるのであれば、その意図を教えてください。

生涯学習課長 今の学習室、多目的室などの利用につきまして例を挙げさせていただきますと、基本的に、こちらの生涯学習センターの青少年の居場所として使っていく時間帯につきましては、あらかじめ会館の方で、主催事業として、他の予約より先行して、事業の実施場所ということで確保させていただきます。

ただ、何らかの事情でその場所を専有しなくてはならない事情が起きたときに対応できないと、これは条例としては問題が出てまいりますので、そういうことができるという規定を設けさせていただいた。

実際の運用におきましては、基本的に、会館は、子どもたちが来る午後の時間帯、夜間の時間帯につきましては、主催事業という形で先行して予約を確保してオープンで使える環境は整えさせていただきます。

ただ、何らかの事情でそこを貸し切らなくてはいけないという部分に対応できる規定をここに用意させていただいたというものでございます。

松澤委員 はい。ありがとうございます。

教育長 よろしいですか。

松澤委員 はい。

教育長 確認ですけれども、ここにある無料スペース、無料施設というところは、いわゆるユースコーナーという表記がありますけれども、つまり子どもたちが来たときに、子どもたちの居場所、自由な活動ができる居場所というのは無料施設の中にあるわけですね。

生涯学習課長　　あります。ロビーとか、そういった形の。ロビーであるとか、あとユースコーナー、カフェコーナーとか色々ありますけれども、そういった打ち合わせコーナーなど、こちらにつきましては無料スペースということでご自由に使用いただける場所は確保してあります。

教 育 長　　学習コーナーというのは何ですか、そうすると。無料施設の中の学習コーナーというのは。

条例第3条、センターに次の施設を設けるとあるのですけれども。

地域教育力担当部長　　これは部屋にはなっていないくて、コーナーという、ただし、いつも勉強はやっている、学習ができるような状況にはしてあるということですね。

生涯学習課長　　そうですね。図面を用意していなかったので申しわけございません。

分かりにくい表現になってしまいましたけれども、オープンなスペースということになっております。

教 育 長　　具体的な例を出すと、武蔵野プレイスに行ったときに、真ん中に子どもたちが集まって色々な話をしたりしていましたよね。その周りに様々な部屋があるのですけれども、捉え方として、その真ん中にある子どもたちの居場所というのが無料の施設であり、周囲にある小部屋というか、コンパートメントのようになっているところが有料施設というような雰囲気なのでしょうか。

生涯学習課長　　少し建物の構造は異なりますけれども、そういったイメージに近い状況です。

教 育 長　　恐らく委員の皆さんが心配しているのは、子どもたちが行ったときに、そういった場が確保されているのかどうかということだと思うのです。

有料施設を、今、課長が言っているような形で押さえておくといいながらも、そこはきちんとしたプログラムの中では押さえるわけですよね。

場所自体を押さえるのですか。そうしたら、有料室ではなくて、無料室にしてしまえばいいのではないですか。

松 澤 委 員　　私が課長のかわりに言うのもおかしいのですけれども、通常、無料施設にしてしまうと、先ほどの話では、そこをとめられないというのを懸念されているというお話ですよ。

もし、万が一、急な何かのことで別の団体の方が押さえる場合に、わざわざ有料にして、通常は区で押さえるという仕組みを今つくられているというお話ですよ、先ほどの場合。

なので、万が一何か起きない限りは、通年、区で押さえているので、フリーという概念でよろしいということですね。

生涯学習課長　　そうです。

松澤委員　　その上に、何か、災害とか、色々な危機があった場合、もしくは急な会議があった場合はそこを全部抑えられるように条例でしておきたいということによろしいですか。

生涯学習課長　　はい、そのとおりです。

教　育　長　　ご理解いただけますか。

青木委員　　今のお話は分かります。

松澤委員　　そうなのですけれども、その理由が、何か、もう少し具体的な、パンチのあるきちんとした理由がしっかりとないと皆さんがご納得できないのかなと思いますが、そういうことですよ。

高野委員　　例えば大原については、多目的室と学習室が有料室になっていますけれども、この多目的室を予約して団体が使うというのは分かるのです。この学習室も会議とかそういうことでとりたいのかなと思うのですけれども、前回、お示しいただいた、これを予約するというときに、若者の団体に対しては2か月前から予約ができて、1か月たつともうフリーに、どこの団体も、全部、大人の団体も使えるということになると、先ほどから教育長がおっしゃっているように集まってやろうとしたときに、すぐに利用できる状態が確保できないのではないかなという懸念が少しあるんですね。

ですから、有料施設と無料施設というのはいいのですけれども、ここの若者支援スペースに関する、貸し出しに対する優先度をもっと上げていくことが、この条例以外のところでですけれども、それを確保していくことになるのかなというのを1つ思いました。

それから、あと、この個人が使えるというのは、せっかくあいていても、どこかが予約していなければ個人で来た若者たちがすぐには使えないということなので、そこも利用がなければ、個人の資格としても学習室や何かは使うことができるんだという、そこを残すための個人での利用なのかなと私は受け取ったのですけれども。

生涯学習課長　　今、高野委員がおっしゃられたとおり、まず、この有料施設の青少年たちの居場所という形での確保につきましては、貸し切りで専有して使いたいという場合には、先ほど委員からお話がありましたように、青少年たちが他の団体よりも先行してとれるという規定を用意させていただいております。

また、それ以外に、さらに先行してとれるのは区の主催事業という形で先行取得できますので、ここでしっかり子どもたちの居場所づくりという形で事業をき

ちんと押さえさせていただきます。

基本的には、ですから、先ほど各委員からお話のあったような、フリーで来て自由に使えるスペースということで押さえさせていただき、何かあったときに対応できる規定を用意させていただいたという位置づけになっております。

基本的な運用ではそのような運用をさせていただいて、居場所づくり、これを運用させていただきます。

また、貸し切りで利用できる時間帯、例えば平日の午前中などがございますけれども、そういった場合につきましては、個人でも専有することも可能というつくりさせていただいております。

その辺の説明がうまく表現できなくて申しわけございませんでした。

今、委員からお話をいただいたような運用で対応させていただきたいと考えているところでございます。

地域教育力担当部長 若い人たちの使える優先度については、この前にもお話ししたとおりに、時間帯で中高生・若者支援スペースは何時からと規定していたと思うのですけれども、その時間帯については若者の皆さんにお使いいただくということで、一般の方の利用というのは考えておりませんので、スペースとしてはあっても、一般の団体の方がご利用になるのは主に午前中ということになりますので、そういった意味では優先度が高いのかなと思います。

教 育 長 どうですか。

高 野 委 員 前回、お示しいただいた利用料金や、それから利用申請というところで、そこに関することは中高生・若者支援スペースと分けてありましたけれども、そこに時間の制限とかそういうものは書いてなかったのですけれども、中高生・若者支援スペースとしては午前中があいているから、一般の方はその利用時間でと考えればよろしいですか。

地域教育力担当部長 そうですね。この前お渡ししたのは、最初の方に中高生・若者支援スペースの時間帯ですとか、開館している日というようなのが載っていたかと思うのですけれども、そこは若者の方々にお使いいただくということで、一般の方は別という話です。

高 野 委 員 それで、この利用申請のところにもかかわってくるということですね。

地域教育力担当部長 そうですね。

高 野 委 員 そうすると、では、使えないというようなことが今後は出てくる。一般の方は申請できませんという形がはっきりと現れて明確になってくるということですね。

地域教育力担当部長 はい。

高野委員 分かりました。

教育長 その部分は、運用面できちんと明示されるというところですね。  
よろしいでしょうか。

高野委員 はい。

教育長 それでは、お諮りします。日程第二 議案第32号については、原案のとおり  
可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長 では、そのように決定いたします。

○報告事項

1. 文教児童分科会速報(28.3.10)

(資料・次長)

教育長 それでは、報告事項を聴取します。報告1「文教児童分科会速報(28.3.10)」  
について、次長から報告願います。

次長 それでは、文教児童分科会速報です。

28年3月10日に開かれた文教児童分科会でございます。

質問の概要でございますが、最初のところで、校庭の芝生化の状況、あるいは  
今後の展望についてご質問が出ております。

こちらについては、なかなか条件が整うところと整わないところがござい  
ますので、天然芝・人工芝、あとダストというのが基本的に3つの選択で、学校の状  
況等を見ながら対応しているとお答えしてございます。

続きまして、その下のところで、特別支援教室の状況についてご質問がござい  
ました。

これは、本日、特別支援教室の設置状況も含めて後ほどご説明させていただきます  
ますが、今後どのように変わっていくのかというようなことで、情緒障がい学級  
に通級する子どもの保護者にも十分説明するようというようなお話をいただい  
ております。

また、その下、就学援助制度に関しまして、入学準備金が3月から支給される  
ようになったという改善を区の方で行ったわけでございますが、これについて  
のご質問もございました。

その下、次のページですが、スクールソーシャルワーカーに関しまして、今後  
の状況についてのご質問がございましたが、現在は定員4人の充足をしていると

いう状況でございます。

続きまして、飛びまして、2ページです。

2ページのところで、学校用地のことについてご質問がございまして、民有地の学校について、どのぐらいあるのかというご質問でございました。

こちらについては、旧大山小の土地について、今、民有地について売却ということで動いておりますので、そこについての関連のご質問もございました。

次のところで、3ページです。

教科センター方式のこうした部分でのメリット、デメリットについてどう整理しているのかというご質問がございまして、こちらについては、答弁をさせていただきますように、赤塚第二中学校、それと中台中学校での状況を踏まえて、今後の対応は検討していくということで、上二中については導入していきたいということでお答えしてございます。

さらに、その下のところで大規模校、こちらについても、増加している学校の対応についてどうしていくのかということで、増築で対応できる部分については対応していきたいというようなことでお答えしてございます。

さらに、次のページです。

あいキッズの土曜日の事業が開始されるので、それについて、どういった過ごし方になるのかというご質問が出てございます。

また、あいキッズの関係では、その大分先ですが、あいキッズの施設が3カ所に分かれているような事例もあるけれども、今後、施設の整備についてはどのような考え方があるのかというようなご質問も出てございます。

簡単ではございますが、概要は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。  
よろしいでしょうか。

(はい)

## 2. 平成28年予算審査特別委員会答弁要旨（教育委員会関係）

(資料・次長)

教 育 長 それでは、報告2「平成28年予算審査特別委員会答弁要旨（教育委員会関係）」につきまして、次長から報告願います。

次 長 それでは、3月16日から開催されました予算審査特別委員会の答弁要旨でございます。

最初に、自民党の中村とらあき議員は、中央図書館の平和公園の移転についてご質問がございました。

次のページ、2ページのところです。

ユニバーサルデザインについての考え方ということでご質問がございまして、公共図書館の今後のユニバーサルデザインを踏まえた対応ということで、どうし

ていくのかということでご質問がございまして、新たに中央図書館は板橋区でのユニバーサルデザイン推進計画の方針に即して先進自治体の例を参考にしながら整備を進めていくとお答えしてございます。

続きまして、3ページです。自民党の山田貴之議員。

こちらは教育のICT化ということで、かなり多くの質問をされてございます。

6ページのところに、デジタル教科書の導入についてご質問がございました。

現在、算数、数学において、色々効果があるのではないかとということで先行導入しているけれども、その後の導入についてということですが、デジタル教科書の導入に当たっての課題は、全校への導入経費が多額となること、出版社によってそれぞれ開発状況がかなり違うというようなことが課題として考えられますということで、今後の導入についてはそれを踏まえて考えていきますとお答えをしてございます。

続きまして、9ページのところで、山田議員の続きです。

動画の活用ということで、植村冒険館の資料、あるいは郷土資料館の資料、映像、こういったものを動画として活用していくということで、学校にも見せたり、色々な形でできないかというようなご提案をいただいております。

最後のところで、山田議員の12ページです。

こちらは、質問としては絵本キャラバンカーと返却ポストの設置についてということで、他の自治体で導入しております移動図書館、車での図書館ということになりますが、これの導入と、あと、1キロメートルの奉仕圏域外にあるところに返却ポストの設置等はできないのかというようなご質問がございました。

移動図書館については、その必要性が低いと考えているということと、返却ポストについては、今後、本の貸し出しサービスコーナーの設置などは他の自治体で行っておりますので、そういうのも踏まえて検討していきたいとお答えしてございます。

続いて、13ページから3月16日の分でございます、公明党の成島ゆかり議員。

介護人材の確保についてというご質問の中で、学校でもこの介護人材に結びつくような子どもたちへの情報提供、授業での活用などをご提案なさっています。

介護にかかわる仕事が将来の選択肢の1つということも含めて、子どもたちが関心を持てるように働きかけていきたいとお答えしてございます。

続いて、公明党のかいべ議員でございます。

こちら、全国学力・学習状況調査、あるいはフィードバック学習等の活用の充実等についてご質問がございました。

さらに、次のページで小中一貫教育、こちらについて今後のスケジュールということでご質問がございました。

こちらにつきましては、答弁の最後のところでございますが、小中一貫の9年間を見据えた年間指導計画・単元指導計画を作成するとともに、今後、施設整備の方針の検討、設計に向けた具体的仕様の検討を進めていくとお答えしてございます。



なお、こちらの検討につきましては、組織を立ち上げまして、平成28年度から内部的な検討を進めていく予定でございます。

続きまして、16ページのところでは、他の議員さんも、かなりほかにもご質問がございましたが、給食の残菜の量と処分の関係、あるいは減らすことの工夫について、ご質問・ご提言がございました。

さらに、その下で、学校図書館の充実ということで、蔵書の充実などについてご質問がございました。ボランティアの活用についてもご提言をいただいております。

続きまして、3月22日は、市民の五十嵐やす子議員。

こちらは、性同一障がいにかかわる対策ということでご質問がございました。

こちらについても、学校へも情報提供を行っていきたいとお答えしてございます。

続いて、市民の長瀬達也議員でございます。

こちらは私立幼稚園の園児数の今後のあり方ということで、現状と対応の方針についてのご質問がございました。

民主党のおなだか勝議員。次のページです。

こちらにも全国学力・学習状況調査の結果の対応とフィードバック学習の成果についてのご質問がございました。

さらに教員の質と量の確保ということでは、学習指導講師がどこまで授業に参画することができるのかという質問や加配教員の現状についてご質問がございました。

最後のページです。

子どもの貧困との相関関係についてということで、学力不振の状況と子どもの貧困に相関関係にあるのではないかというようなご質問がございました。

学力不振について明確な基準がないということではございますが、相関関係については十分考慮していかなければならないことではございますので、今後、支援をしていきたいというようなことでお答えしておりますし、社教会館での事業や他の団体が行っております無料の学習支援、こういうものも把握していき、勉強していきたいということでお話をさせていただいております。

答弁については、以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

上 野 委 員 この5番目の公明党のかいべともこ議員です。この方の、17ページのところで、先ほどもご説明がございましたが、給食の残菜のところですね。

17ページの③残菜を減らすための工夫について、ここもありますけれども、特に大変重要なことと認識していますというのはまさしくですが、その下からの減らすためにというような答弁の中では、私が見る限り、この内容については、余り工夫が乏しいように思えるのです。

16ページのところで、少し意外だったのは、処理費用の26年の決算額が、

小学校で871万1,705円ですか。中学校で517万2,162円となっていましたよね。

今日の別の資料で申し訳ないのですが、「学一1」というところで、大体、小学校と中学校の人数が出ておりましたので、小学校は調べると、1、2年生の給食費と3、4年生、5、6年生と平均的に割ってみたのですが、小学校のこの人数とこの金額をかけ合わせてみると、大体、小学校の871万というのは全体の9%ぐらいに位置します。数字でかけ合わせていくと、中学校にあっては10%ぐらいの位置になっている。

そうすると、集めた金額の中の9%か10%は、色々と料理していく残骸もあると思うのですが、食べなかったというケースが非常に多い。処理費用というのですか、それについて、このぐらいの工夫でいいのかどうかという状況と、教育委員会の予算を見ると、26番目に給食調理業務委託が161万7,000円、26番で給食用消耗機材、これは多分29万にしかなくて、多分、この辺の費用ではなくて、それぞれ集めたお金の中の10%から9%使用されているのではないかなと想像するのですが、これは少しご意見をいただきたいのと、これ以外に工夫という点を考えると、私は何校かもう1回見たのですが、やはりメニュー自体の見直しというのが、今の子どもたちに色々と栄養面を考えられているのは十分分かるのです。

ただ、私が見ても、これは今の子どもたちは残すのではないかなというメニューが何日かありまして、色々と工夫されているメニューは分かります。

特に行事食などというハートがついているのはよく分かるのですが、いかにせん食べ切れないようなメニューというか、内容の見直しというのはどうされているのかなということだけご提案して、ご意見をいただければと思います。

学務課長 まさに上野委員がおっしゃるとおり、給食の残菜につきましては、大変大きな問題だと認識しているところでございます。

これに関しましては、答弁要旨以外に、平成28年度から学務課で正規の栄養士職員を4名増員してございます。

学校給食の安全・安心の部分のもとより、こういう残菜の部分についても献立検討会等々は適宜やっておりますけれども、そういう正規の栄養士の位置づけとしても、残菜を減らすメニューの工夫ですとか、学校と連携した残材を減らすための取り組み等を強力に進めていきたいと考えているところでございます。

正規の職員4名というのは大きな増員と捉えていますので、その辺も含めて、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

教育長 東京都からの正規の栄養士が半数いるわけですね。

学務課長 そのほかに、学務課の学校給食係に4名増員しています。

教育長 その4名は、要は、正規の栄養士ではない学校への支援という形で入れていた

だいたわけですよね。

学務課長 はい。そうです。

教育長 では、指導室長、どうですか。

指導室長 学校現場では、例えば暑さ、天候によってもかなり残る量が多い少ないというのは、同じメニューであってもあります。

例えばパンとご飯ですと、やはりご飯の日に、天気が暑い日だと残菜が出やすいというような傾向もあります。

ただ、この答弁の中にもありますように、メニューも工夫はしているところですが、すけれども、学級担任や、また栄養士が声をかけている。

例えばその声のかけ方としては、「まだ、残っているよ」というところで例えば配っていくというような手法もありますが、これも余りやり過ぎると、かつて起こった調布のアレルギー事故のように、残菜ゼロを目指し過ぎると間違えて誤食という危険性もあるという、そのバランスも踏まえながらの、しかしながら、やはり黙っていれば子どもは何も食べないというところもありますので、積極的に食べていくようにという、ここは家庭と同じように、学校でも必要なことで、担任がじっとしていたらなかなか食が進まないという、そして時間が来てしまうという事実は確かにあるようです。このために指導の改善が必要であると考えております。

教育長 食育という範疇は各学校が進めていると思います。先ほどの栄養士も含めて、そのあたりはどうでしょうか。

指導室長 例えば小学校の低学年でしたら、皮をむくところから始めて、自分たちが調理に一部参加したというところで、改めて食事のときによく味わって、感謝しながら食べるというような、そういったところでの心を育てるというような指導も進めています。

上野委員 非常に分かるのですが、志村第一小学校だとか、緑小学校は同じところがやっているのだと思うのですがすけれども、具体的に、ししゃものピリ辛焼きだとか、キャベツのからししょうゆ添えというのですか、色々と挙げれば切りがないのですがすけれども、どう考えても、小学生が手をつけるかなというような、よくないと思いますよ、ただ金額的なもの、いただいたお金の中で残している状況を考えてときに、もう少し何かメニューの工夫が必要ではないかと思うのですがすけれども、いかがなものでしょうか。

高野委員 私は、ぜひ三園小学校をご紹介したいと思うのですがすけれども、三園小学校は残菜ゼロの取り組みをずっと続けていまして、残菜ゼロに向けてどんなことをやる

うかということ話し合っ、色々決めて、子どもたちも積極的に取り組んでいると聞いています。

また、あそこはカルシウムを摂りましょうということで、小魚をずっと給食の中に入れて、地道にそういう取り組みを続けていて、残菜ゼロがずっと続いているという学校もあります。

また、学校だよりを読んでいましたら、今年も志村五小が特にそこを重点的にやっていこうというようなことでしておりますので、ぜひ、そういうよい取り組みを広げていただきたいと思います。私もこの残菜量を改めて見てびっくりしたのですけれども、やはりこういうことも学校側にお示しして、こんな無駄は、もったいないことをしているのだというところを子どもたちにも分かってもらって、食べ物を大切にしてい、そういう工夫もとても必要なのではないかなと思います。

子どもたちに自覚が芽生えると効果が現れるというのは三園小学校などでも結果が出ていますので、上手に情報を提供して、子どもたち自らが考えられるような取り組みもぜひ試みていただきたいと思います。

青木委員 今の高野委員と私も全く同じ意見で、情報共有をしてもらえるといいかなと思うのですけれども、そのいい例は、給食を私も食べさせていただいて、こんなにおいしくなったのかと個人的には思っているのです、やはりいい例を参考に、多分、知らない先生方もまだまだたくさんいらっしゃると思うので、ぜひ、それは何かのチャンスで、こんなにうまくやっている例もあるというのを共有していただいて、広めていただくと、まさにその問題は少しずつでも改善していって、一朝一夕にはいかないのかなと思います。

あと、少し伺いたいのは、これは男女差というのはあるのですか。

指導室長 学校ではそういった男女差というのはないです。やはり体格の差や、あるいは家庭での食生活があるので、食べたことがないものという食事、魚についても骨がよく刺さってしまうようなこともあります。

骨があることを想定しないために、繰り返し、かむように、骨があるかもよという指導をしなければならない、骨があるようなものを食べたことがないというような事例もあります。

青木委員 偏食みたいな傾向が見られるという。

次長 小学校については、正規の栄養士の配置が少ないことなどから、共通の献立をつくっております、各校で基本はそれをベースにやっております。

中学校は栄養士が配置されておりますので、その栄養士が独自に判断してやっていくわけですが、基本的には、食育という観点もありますので、できるだけ日本の伝統的な食文化というものに触れさせるとか、郷土板橋でつくった野菜とかということも考えてやっているのですが、やはりさっき話が出ましたように、家

庭生活での食生活がかなり変わってきていて、そこで我々が食べているものと違う形の食生活を営んでいる家庭も多いという実態があります。

特に魚系は始めて食べるという、魚の切り身の塩焼きとか、焼いたものとかというのは、多分、始めて食べるという子もいるぐらいだと聞いているので、野菜の具体的な調理の仕方とか、色々なことも含めて、家庭ともうまく連携をしながらやっていかないと、やはり食育という観点で、せっかく新しいメニューを開発してそれを提供しているのがミスマッチになっている、そこで残菜が出るというようなことがあるのも事実ですので、そこはうまくやっていきたいと思います。

とにかく家庭での生活というのが、貧困という問題もありまして、色々な栄養素を加味すると、できるだけ学校給食でがっちり摂らせたいという思いもありつつ、食べたことのない野菜が出てしまうとやはり残してしまう。

そこをどうやっていくかというのはジレンマだと思いますので、情報を共有化して、こちらからももっと積極的にやっていかないと、今までの給食の運営とは違う形の、もう一步踏み込んで色々なことと連携していくということも大事ななと思いますし、イベント的なものをやりますと、そこで子どもたちの食いつきもいいわけです。

ここにも少し出ていますが、農業者の方に来てもらって、自分のところでつくった大根なんだよとか、白菜なんだよというのを説明して、白菜の育て方まで説明して授業を聞くと残菜がないとかというのはよく聞く話なので、そういうことも含めて、これをやればというのはすぐにはないのですけれども、上野委員がおっしゃったことを重く受けとめて対応していきたいと思います。ありがとうございます。

教 育 長     ぜひ、学務課の方で、金額なども含めて、今、上野委員の方からパーセンテージが出ているので、それを確実な数値を出していただいて、教育委員会として、校長会等にも知らせてください。

学 務 課 長     分かりました。よい取り組みの方も周知したいと思います。

教 育 長     あとは、栄養士の方にも、どうしていくのかというあたりの対策みたいなものを立てていただければと思います。

松 澤 委 員     今の関連で、量に関してなのですけれども、私たちはやはり学校給食は大事だと思うのです。そういう栄養のバランスが偏っている方に関しては、特に学校が本当に大事だと思っています。

そのときに、例えば学校給食費は一律いただいているのですが、量を変えることによって保護者の方からうちの子は少ないとか、多いとか、そういった批判が出てしまうのであれば一律に出すしかないと思うのです。出したときに、食べられない子が残してしまうという現象はしようがないですね。

ですが、もしですけれども、そういった意見がないのであれば、そういった食

べられない子に対してのご飯の量を減らすとか、食べられるようになってから増やしてあげる。そうすると、その子に対してもすごく優しいと思うのです。

無理に食べさせようとしても難しいですが、食べられるようになってきたら、体もできて、次という。

私なども植物をやっているんですけど、やはり食べない、水が飲めない植物にいったいやってしまうと根腐れしてしまうので、そういうことと一緒に思うのです。

だから、そういったことができる環境なのかどうか私は分からないのですが、保護者の方の批判がないのであれば、クラスの中で多い少ないが多少あっても私はいいいのかなと。

みんながいったい食べられるようになりましょうというのを徐々に目標にしていって、足りないぐらいになるということは、もう残菜は出ないということだと思ふのです。

そこが第一だと思うのですけれども、その次に、上野先生が今おっしゃったような形で、やはりメニューの状況もあるのですけれども、親の立場として言いたいのは、どんなものが出て感謝して食べる、それが多分大切だと思うのです。そこは、メニューが色々あるかとは思ふのですが、教育として必要な部分だと思うのです。

先ほど次長がおっしゃった、農家の方、つくっている方が来て説明する、それはその人が365日必死で働いてつくったものだというのが伝わって子どもたちが食べると思うのです。だから、そこを伝えていかないと、何が出たから食べないというのではだめだと思うのです。

だから、まず出されたものを食べる。食べられない子は、最初は少なくともいいから食べる。そこが多分大切なのではないかと私は常に思っているのです、そういったことも踏まえて、やはり一律性とかそういったものが問題であるなら仕方ないのですが、そういうのがもし解決できるのであれば、少ない子と多目の子というのがあってもいいのかなと私は思います。

青木委員

1点だけです。6ページのデジタル教科書ですけれども、1つだけ可能性としてご検討いただきたいのが、ここに書いてあることの顛末が、「デジタル教科書導入をいただくときの課題は、全校への導入経費が多額になることで、教科書出版会社によりそれぞれ開発が進められている段階にあることである」というくだりがあるのですけれども、確かにそのとおりなのですけれども、私が常々思っているのは、この教科書というのは出版会社しかつくりえないのかという話があって、これは、今、教育の業界でもオープンソースという考え方があります。

これは特にコンピュータープログラムなんかで導入されていて、要するに、色々な人が寄ってたかってつくるという概念です。

これは世界中では、特にソフトウェアの開発でオープンソースというのは進んでいて、要するに基本的には無償でベースは提供していただいて、それぞれに合うように、それぞれの現場の人たちがそれを変えながら改良していくという考え方なのです。いいものはどんどん取り入れていって大きくなっていくという

概念ですね。

教科書というのもまさにその現場や子どもの学習のレベルや環境によっても違ってくるものなので、これはやはり給食の話ではないですけれども、一律にやられたらこれが正解ということではないと思うので、ここのデジタル教科書の考え方も、デジタルであるからこそ改良がしやすいと思うのです。印刷物ではないから。

その辺を踏まえて、オープンソースという考え方が入れられないのか、あるいはオープンソースの考え方でデジタル教科書を開発しようとしている会社があるとなれば、そういうところとうまく先生方を巻き込んでいいものにしていくという考え方が必要だと思うのです。

ここは、ぜひ、頭の片隅にとめていただいて、レベルを上げるという意味では、板橋に合った教科書が必要だと思うし、一律、教科書会社から与えられているものでは多分それが合うかどうか、給食と同じ話になると私は思うので、ぜひ、その辺を念頭に入れて、このデジタル教科書開発も積極的にかかわっていただきたいなと思います。

教 育 長 今のお話は少し私が理解できていないのですけれども、つまり、デジタル教科書を板橋の教育委員会と学校の教員と、さらにはそういった企業等を巻き込んでつくるということですか。

青 木 委 員 そうです。簡単にいいます。教科書ガイド、それもちろんと現場の先生たちの意見を集約して、昔は教科書ガイドがありましたけれども、今のこれに対してはあるかどうか私は正確には知りません。

だけれども、やはりその場でデジタル教科書をちゃんと説明する先生方がそれなりのノウハウを持ってやられていると思うのですけれども、そこはうまく、子どもたちにすっと入っていくように説明されているかどうかというのはまた別の問題ではないかなと思っています。

確かにマルチメディアが見えて分かりやすくなっていると思うのですけれども、興味・関心を持たせるところまでちゃんと教えられるかというのはまた別の問題で、これは我々も同じことを抱えているわけです。

そうすると、やはりその場で、PDCAではないですけれども、生徒の顔を見ながら、理解しているねということを確認しながら進めるしかないわけで、であれば、そこでピンとくるような言い方、物言いか、導入だとか、興味・関心の持たせ方というのを参考にしながら、それをどんどん導入していけるような教育のシナリオ、インストラクショナルデザインといつも言っているものですね、それが必要で、この辺をうまく連動させないと、いかにデジタル教科書を使っても、ついてこられない子についてはこられないかもしれない。

その辺の開発のスタンスというものが今すごく問われていると私は思っているので、ぜひ、その辺も、せっかく導入するのであれば、先駆的な学校では、ぜひ、先生方はそういうところにかかわってやられて、これのいいところ、悪いところ

をどんどん教科書会社にぶつける、例えばですね、そういうような体制をつくってもらえるといいのかなと思っています。

それでないと、せっかく入れて、分かりやすくなってというのはいいのですが、そこまですべて終わってしまう。

下手すると、それをもう自分が体験したような感覚になって、実際に手を動かしていないのに、実験もやっていないのに、いざ、それを現実のものにさせようとしたときに手が動かないという話というのも、実際、大学でもいっぱい出てきている。ハンダづけすらままならない子が出てきているので、本当にこれがベストなのかというのは、私は今、少し疑問です。

教 育 長     ありがとうございます。

次     長     デジタル教科書は2つの流れがあって、児童・生徒用のデジタル教科書を次のときは文部科学省が検定しようという、子どもたちに持たせる分と、今、板橋で導入しているのは指導者用ということで、子どもたち全体に対して見せるという形になっております。

実際にはコンテンツを、出版社が、結局、教科書をつくる時に色々集めてきたものをその中に当てはめているので、教科書会社が連動してつくっていくということになっているのが現状でして、そこについて、特に品質管理や、理解のチェックというのはまだ及んでいないところです。

委員がおっしゃるように、子どもたちの興味・関心を引きながら理解を深めるということと、実際の学力というのですか、力というのですか、そういうものをつけていくという観点から議論がほとんどされていなかったと私も思いますので、そういった観点で、どういったものが本当に必要なのか。

要は、切り分けも必要だと思いますし、話が横にそれて恐縮ですが、ITソリューションという展示会に行ったときに、3Dの現物を見せるというのは、今回、かなり出てきているんですね。

青 木 委 員     教育ITソリューション、今やっているものですね。

次     長     それで、要は、こういうバーチャルの世界ではなくて、現物を3Dプリンターを使って見せて、さわらせて、体験することによって理解がさらに深まるのではないかというようなことも出ていますので、必ずこれだけで、あるいは紙の上、あるいはデジタルの上だけで進めるのではなくて、色々なものを取り込んだ形で理解していくということは大事だということにこの業界も気がつき始めているのかなと思いましたが、次の次の改訂ぐらいのときはがらっとかわっていると思いますが、そういった視点で開発をしていく、あるいは板橋の方でかかわっている教職員も多いので、何らかの形で企業の方にもアプローチできればと思います。

青 木 委 員     今、私立なんかで現物志向というのは、教室に3Dプリンターを置いてあると



ころですが、そういうこともしながら、体験というのも必要だという話がいよいよ出てきています。

教 育 長     ありがとうございました。そのほか、いかがでしょうか。

高 野 委 員     私は、2つほど。まず、あいキッズについて、4ページの中村議員と、それからいべ議員の方から、あいキッズの学習についてということが出ています。先日、ある学校のあいキッズを見せていただいたのですが、子どもたちが来てプリント学習をしていたのですが、それを見ていて、とにかく狭いということも1つありますし、あと、人の出入りが激しくて、余り落ち着いて勉強できる環境にないところで、一生懸命早く終わらせようと思って、子どもたちが国語の漢字を書いたり、算数の計算をしたりしていたのです。

漢字の書き順もそうですし、とめ、はねとか、字の形とか、算数の筆算など気になるところがありました。

ですから、あいキッズの時間の中に色々な学習的なものを入れていくという要望もあるのですが、やはりあれだけのスペースで、日によって来る子どもたちの人数も違うとか、色々な条件があるので、今後、そこはしっかりと見きわめていかなければいけないのかなと感じました。

それで、この4ページの答弁のところに、帰宅後の学習についても、家庭に声かけをしながら促すというところがやはり私はとても大事ではないのかなと思いました。

帰って、あいキッズでやっているから今日の勉強は済んだということではなく、やはり誰かがしっかり見てあげなければいけないのではないかということを感じました。

それともう1点は、11ページの山田議員の読み聞かせ文化の定着というところですが、ここに中央図書館を主体とする図書館での読み聞かせのお話を書いてあったのですが、今の小学校の現場ですと、朝の時間を使ったボランティアによる読み聞かせというのが、ほとんどの学校でもう、今、行われているなと思いました。

先日、学校公開に行ったときも、下赤塚小学校では、3年生の授業で、1時間ごとにボランティアの読み聞かせ隊の方たちが各教室に入って、子どもたちにじっくりとお話を聞かせてくださっていました。そういう場面をほかの学校でも見ますので、小学校の中でもこういう読み聞かせの文化というのが定着しつつあるということ報告したいなと思いました。

教 育 長     あいキッズの件については、やはり学習をする環境づくりをしていくところを昨年度来伝えているのですが、石橋課長、何かございますか。

地域教育力推進課長     あいキッズにつきましては、確かにあいキッズの専用室の広さは学校によって違いますので、落ち着いて勉強できるような環境のあいキッズもございますし、

多分、委員がご覧になったような、ざわざわした環境になっているようなところも実際にはあるかとは思っておりますので、それは学校と相談しながら、スペースをもう少し広げるように努力したいとか、増設する学校もございますので、そういう中ではしっかり環境が整っているのかなと思っております。

しかし、あいキッズで学習というのは今年度から始まったところでございます、法人も色々試行錯誤しながらやっているところでございます、教育委員会としても、あいキッズの学習支援というのをどうやっていくのかというのはまだまだこれから考えていくところだと思いますので、色々、検討していきたいと思っております。

教 育 長      あいキッズの質の向上というところでは、学習習慣の定着というところともつなげる、それは学力向上につながるわけなので、ぜひ、そのあたりは深い話し合いをして、どのあいキッズでもやはりそれが共通してできるような環境づくりをお願いしたいと思います。

地域教育力推進課長      基本的に宿題をやるということはどのあいキッズでもやっているようです。ただ、宿題の出ない学校もあるようなので。

高 野 委 員      質問なのですけれども、あいキッズのスタッフだけでは、子どもたちの学習習慣という点ではいいと思うのですけれども、学習内容についてまではなかなか支援は人数的にも難しいのかなと思うので、やはり地域からのボランティアとか、そういうものが進んでいくことが大切かなと思うのですけれども、実際には、そういう例はあるのでしょうか。

地域教育力推進課長      実際に地域の方が学習支援のボランティアで入っていらっしゃるあいキッズもございます。ただ、毎日というわけにはいきませんので、月に何回とか、そういう感じになっていますけれども、実際にそういうことをされているあいキッズもあります。

教 育 長      そういったこともあいキッズの委託業者間での連絡調整のときに話をしていたら、そういうことも可能であるというところですね。

上 野 委 員      最後のところに学力不振の子どもの支援についてというところがありますけれども、以前もご紹介があったと思いますけれども、若木小学校と例えば豊山女子との学校交流。

豊山女子のホームページを見ても、まだまだ去年のことが載っております。

近隣交流ということで、7月22日から26日にかけて5日間、若木小学校での算数の学習のアシスタントとして本校生徒が伺ってまいりましたということで、写真を含めて、逆に、豊山女子側は分かるまで丁寧に教えていますというような生徒の状況を載せているわけですから、遠慮することなく連携をとっていただい

て、今は若木小学校だけの問題ですけれども、今、あいキッズ問題もありました。そのボランティアという点で、高校側、中学校側が逆に求めているというところもあると思いますので、ご検討いただければと思います。

教 育 長      ちなみに、緑小学校にも行っていただいているようですね。

高 野 委 員      中台小にも行っていただいています。

上 野 委 員      豊山女子以外にも、板橋には、結構、私立がありますよね。

教 育 長      ありがとうございます。  
そのほか、よろしいでしょうか。

(はい)

### 3. 平成28年度「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」外部評価の実施について

(総-1・教育総務課)

教 育 長      それでは、報告3の方に移らせていただきます。「平成28年度「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」外部評価の実施について」、教育総務課長から報告願います。

教育総務課長      それでは、私の方から報告いたします。  
資料につきましては、「総-1」でございます。  
平成28年度「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」に関しましては、既に全体の実施については教育委員会で報告済みでございます。  
今回は、外部評価の実施についてお知らせしたいと思います。  
まず、項番1です。  
外部評価委員でございますが、まず、学識経験者の委員です。  
長沼先生、学習院大学の教授でございます。  
平成27年度から引き続きでございます。  
続きまして、日本体育大学の森嶋先生です。  
平成27年度から引き続きでございます。  
その他、小中学校のPTA連合会の代表につきましては、現在、依頼中でございます。  
項番2でございます。  
外部評価の実施は7月上旬を予定してございます。  
項番3、実施方法でございます。  
各所管課長が作成した一次評価、全ての施策・事業の評価を行い、所管の課長・係長にヒアリングを行います。

次のページでございます。

4番が外部評価対象施策です。

重点の1から8と、今回は特別に評価すべき事項は、「服務規律の確保」と「いじめ対策」でございます。

5番でございます。

外部評価のヒアリング対象の事業は、4番にあります事業の中から5つ程度に絞り、ヒアリングの充実を図りたいと思っております。

6番でございます。

外部評価ヒアリング対象施策の事業の選定ということで、今日、お手元の方に、こちらのペーパーを置いてございます。

外部評価対象施策事業の一覧というものと、この中から、次のページにあります回答票とございます。こちらに委員の皆さんに丸をつけていただきまして、結果を5月30日までに教育委員会事務局教育総務課の方に回答いただき、次回の第11回教育委員会において協議、選定し、5事業に絞りたいと思っております。よろしく申し上げます。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

では、今のようなコメントをお出しすればよろしいということですね。

(はい)

教 育 長 よろしく申し上げます。

教育総務課長 よろしく申し上げます。

#### 4. 板橋区立小・中学校の学級編制状況及び幼稚園園児数について

(学-1学務課)

教 育 長 では、報告4「板橋区立小・中学校の学級編制状況及び幼稚園園児数について」、学務課長から報告願います。

学 務 課 長 それでは、資料は「学-1」でございます。

今年度の板橋区立小・中学校の学級編制状況及び幼稚園園児数でございます。

初めに、小学校でございますけれども、平成28年度につきましては、通常学級の学級数が715、児童数が2万2,008人、特別支援学級の固定級につきましては、学級数は33、児童数は218、合計で748学級、2万2,226人となっております。

前年度との比較による増減ですけれども、通常学級では1学級の増、児童数では238人の増、特別支援学級では1学級の減、児童数では4人の減、合計で学級数の増減はございませんが、児童数が234人の増となっております。

また、35人学級の実施でございますけれども、小学校におきましては、昨年同様、小学校1年生では法定で35人、2年生においては東京都基準により35人の編制が可能という状況ですけれども、28年度につきましては、9校がこの規定により35人学級を選択しているという状況でございます。

続いて、中学校でございます。

平成28年度は、通常学級の学級数が260、生徒数は9,029人、特別支援学級の固定級につきましては25学級で、生徒数が172人、合計で学級数が285、生徒数が9,201人となっております。

増減でございますけれども、通常学級は6学級の減で、生徒数は119人の減、特別支援学級では1学級の増、生徒数は10人の増、合計で学級数は5学級の減、生徒数は109人減となっております。

また、中学校1年生につきましては東京都基準により35人での編制が可能ということにして、28年度につきましては、3校で35人学級を選択しているという状況でございます。

続いて、(3)天津わかしお学校ですけれども、4学級、29名という状況でございます。児童数が前年度に比べて6人の減という状況になっております。

続いて、2番目の幼稚園でございます。

高島幼稚園では、4学級、77人、新河岸では、2学級、24人で、2園合計で、6学級、101人となっております。

昨年度の比較ですけれども、高島で15人の減、新河岸で4人の増ということで、合計で11人の減となっております。

続いて、資料の2ページ目以降は小・中学校それぞれの学級別の学級数、児童・生徒数の状況ですけれども、記載のとおりでございますが、参考に学級規模について少しだけ補足させていただきます。

まず、規模の大きな学校ですけれども、小学校では、見にくいですが、3ページの表の左端の番号で43番。

43番の北野小学校が785人と、最大規模の学校となっております。

そのほか、前のページに戻りまして、7番の志村第六小学校が特別支援学級も合わせて715人、それからまた、3ページの方の35番の桜川小学校が700人という状況でございます。

また、規模の小さな学校につきましては、26番の板橋第九小学校が87人、25番の板橋第八小学校が163人、4番の志村第三小学校は165人となっております。板橋第八小と志村第三小につきましては少し児童数が増えているという状況でございます。

続いて、資料の5ページですけれども、中学校の一覧表でございます。

こちらの規模の大きな学校につきましては、左端のナンバーで6番の志村第一中学校が670人で、最も多い学校となっております。

続いて、20番の赤塚第三中学校が652人、18番の赤塚第一中学校は642人、この3校が600人を超えているということでございます。

一方、規模の小さな学校ですけれども、こちらは4番の板橋第五中学校が79

人、17番の向原中学校が82人という状況でございます。

最後の6ページをご覧くださいまして、幼稚園の園児数でございます。

今年度の入園児ですけれども、高島幼稚園で38人、合計で77人、新河岸の入園児が11人ということで、合計で24名ということでございまして、新河岸も何とか10人を超えているという状況でございます。

特別支援の方につきましては、指導室長からご説明をお願いしたいと思います。

指導室長 それでは、特別支援教室について、4ページをご覧ください。

天津わかしお学校の上の欄になります。

特別支援教室・情緒等通級指導学級というところでございます。

拠点校6校につきまして、児童数は合計209名。

その内訳でございますけれども、今年度から試行ということで実施しています巡回指導、特別支援教室についてです。

こちらを利用している児童数は115名。従来どおりの通級指導を選んでいる児童が94名ということでございます。

児童数自体は、昨年度は、通級指導学級が同じ5月1日現在で169名でしたので、現在、209名ということで増加傾向にあるということでございます。

以上でございます。

教育長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 今、最後にご説明がありました特別支援教室で、人数が昨年度より40人ぐらい増えているんですね。

これは各学校ですごく増えているところ、例えば弥生、下赤小なんかは去年に比べて11人ぐらい増えているのかなと思うのですが、これはそういう巡回していく中で十分に見ていただけているのか、今まで通級の機会を待っていた方がこの各学校での巡回指導を受けているのか、新たな方なのか。その辺を少し詳しく教えてください。

指導室長 児童数の合計数を見ていきますと、昨年度と比べて、それぞれの学年で増えています。

例えば最後の6年生の部分ですけれども、昨年度の同じ時点で、5年生は38人から今年度は43人、進級したときに人数が増えています。

学年によっては、例えば現在の3年生は、去年2年生のときには25人だった人数が3年生41人と、現在、増えています。

各学年とも増加傾向があるというところですので、まだ詳細な分析ができておりませんが、やはりこの巡回指導が始まったということで、通級指導は保護者の付き添いが必要であるというような負担感、あるいは時間的に通級に行くために授業、原籍の通常学級を抜けなければいけないというような時間的なタイムロスが減るといったような、そういったメリットを踏まえて、この巡回指導を選

ばれた方が増えてきているのではないかと、今のところは分析しているところです。

教 育 長 そのほかはいかがでしょうか。

(なし)

5. 板橋区立板橋第十小学校・上板橋第二中学校 改築工事基本設計及び実施設計委託に係る委託事業者選定の実施日程について

(施－1・施設整備担当副参事)

教 育 長 それでは、次に報告5「板橋区立板橋第十小学校・上板橋第二中学校改築工事基本設計及び実施設計委託に係る委託事業者選定の実施日程について」、施設整備担当副参事から報告願います。

施設整備担当副参事 資料は、「施－1」でございます。

資料にございますとおり、表題の部分に関しまして、委託事業者選定の方法と日程についてご報告させていただきます。

今般は、競争入札、つまり低価格での入札行為にそぐわないということで、応募型のプロポーザルという方式を採用させていただいております。

詳細につきましては、注記で資料の下の方に記載させていただいたとおりです。

概略を申しますと、同種、同類の実績があるかどうか、あるいは企業者の順位というのがあるのですが、前回は100位程度のいわゆる大きな請負金額を持った企業が優れている評価だったのですが、その反省に伴いまして、200位程度まで広げています。さらに、その企業の体制等についても、今回は評価の基準として細かく規定させていただいた上で、表記のと通りの日程で、プロポーザルという形で、評価した上で請負事業者を決めていくということでございます。

表中に、太書きの日がちがございます。6月1日、そして7月1日。こうした二段階の評価で、まずは書類審査、引き続きまして、7月1日の一段上にヒアリングとございますが、実際にプレゼンテーションを企業にさせていただきまして、評価委員の評価に基づきまして選定していく方式で行うものです。

なお、申し込みの状況等につきまして説明いたします。5月17日、過日ですが、学校で現地説明会、これは両校におきまして、午前、午後とこういう設計条件ですということを職員に説明させていただいたことがございました。

そのときには7組、8社から申し込みがありまして、うち3組は高二中、中台中、それから板橋第一小学校、この3校改築のときにも参加した設計者でした。

7組と申しあげましたのは、今回のプロポーザルに関しましては、1企業者の申し込みも可能ですが、2者のJV、ジョイントベンチャーで申し込みをいただきまして、その統一感を出すというところもこのプロポーザルの視点として掲げているものでございます。

なお、一次審査の申し込みは本日の17時までと規定させていただいております。

して、今のところ申込件数はゼロということですが、ぎりぎりをもって企業が申し込みをするものと見ています。

私からの説明は以上です。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員 これは板十小、上二中と分けてではなくて、一緒ということですか。

施設整備担当副参事 そうですね。要件としては、一緒ということで出させていただきます。

高 野 委 員 今まで3校がやったときと同じような考え方ですか。

施設整備担当副参事 そうですね。大きな枠づけとしては、それぞれに企業がついて、そこを統括して、きちんとこちらが区として伝えるべきことをお伝えするという。

具体的には、この間、発表した標準設計指針の内容をきちんとお伝えして、学校によっての差異がないようにということで設計に携わっていただくという考えでございます。

次 長 3校のときは別々に入札をして、設計事業者を選定して、区の考え方はこうですからこれでやってくださいということでやったのですが、やはり調整とか統一感という部分で課題が残ったので、今回は1つの企業さんで2校受けていただいて、それも2つの企業さんが1つのジョイントベンチャーを組んでいただいて結構ですから、管理をしていただいて、その調整をしていただく会社と我々がやりつつ、統一感を出していきたいという考え方です。

高 野 委 員 分かりました。ありがとうございます。

教 育 長 よろしいですか。

(はい)

## 6. 板橋区立郷土資料館の臨時休館について

(生－1・生涯学習課)

教 育 長 では、報告6「板橋区立郷土資料館の臨時休館について」、生涯学習課長からお願いいたします。

生涯学習課長 それでは、資料「生－1」をご覧ください。

郷土資料館の臨時休館でございます。

館内の定期燻蒸消毒を行うために、6月21日(火)及び22日(水)を臨時休館させていただくものでございます。



区民への周知につきましては、教育委員会告示及び板橋区立郷土資料館のホームページにより周知させていただきます。

説明は以上でございます。

教 育 長 よろしいでしょうか。

(はい)

#### 7. 平成28年度「あいキッズ」登録・利用状況について

(地-1・地域教育力推進課)

教 育 長 それでは、報告7「「あいキッズ」登録・利用状況（平成28年4月現在）について」、地域教育力推進課長から報告願います。

地域教育力推進課長 では、あいキッズの登録・利用状況（平成28年4月現在）について、ご報告いたします。

事前にお配りしました資料の中に少し分かりづらい点がございましたので、教育委員の皆様におかれましては、本日、机上の方に資料の方を置かせていただきましたので、こちらをご覧くださいいただければと思います。

まず、あいキッズは、平成27年度から小学校52校全校で実施しております。

28年4月末日の登録状況でございます。

きらきらタイムは、就労家庭を対象とした、放課後から最長午後7時まで利用ができるということで登録をいただいているものでございまして、現在、4月末日の登録児童数としては4,101名ということで、全在校生に対する登録率といたしましては18.5%でございます。

さんさんタイムにつきましては、こちらは放課後から午後5時までの主に預かりの時間で、こちらは就労等の条件はなく、全ての児童が対象となるものでございます。

さんさんタイムの登録児童数につきましては1万7,593名ということで、全在校生に対する割合としては77.9%でございます。

さんさんタイムときらきらタイムを合わせました登録児童数が2万1,394名ということで、全在校生に対しまして、登録率は96.4%ということで、27年度の4月末日時点よりも登録率は上昇しているところでございます。

2番目が平日の利用状況でございまして、28年度4月末日の平均の利用人数でございます。

きらきらタイムの学童保育に当たる部分でございしますが、こちらについては、平均4人として3,153.2名、登録している方は4,101名登録されていますので、それに対する利用率といたしましては76.9%でございます。

さんさんタイムの平均の利用人数としては2,118.2名ということで、こちらも登録1万7,293名に対して、利用率といたしましては15.7%といった状況でございます。

きらきらタイム、さんさんタイムを合わせた利用率といたしましては27.6%という状況でございました。

あと、3番目、土曜日の登録・利用状況でございます。

こちらは28年4月から、新たに土曜日のあいキッズを始めております。

登録の人数といたしましては916名ということで、きらきらタイムに登録されている方は4,101名でございますので、それに比べまして42%の登録の割合ということでございます。

4月の平均の利用人数といたしましては、2,114名ということで、1校当たり平均の利用人数が4.1%というわけでございます、登録人数に対する利用率といたしましては23.4%というような状況でございました。

2枚目の方が学校別の内訳でございます。

志村小について簡単にご説明いたしますと、全在校生が385名ということで、登録の児童数といたしましては、合計で355名が登録されておまして、きらきらタイムに登録されている方が85名、さんさんタイムに登録されている方が270名でございます。

登録率といたしましては、全体としては92.2%の登録でございます、きらきらタイムに登録されている方が22.1%、さんさんタイムの方に登録されている方が70.1%ということでございます。

また、利用状況でございますが、午後5時まで利用される方、さんさんタイム、きらきらタイム合わせた人数が106.5名ということでございます。

そのうち、きらきらタイム、7時まで残られる方が71.2名というような平均人数の状況でございます。

3ページ目につきましては、土曜日の利用状況の学校別の状況でございます。説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 土曜日の利用について、まだこれは4月だけということなので、私もどうなるのかなと思っていたら、すごく利用が少ない学校もあって、1人だけだったなどということを知ったりしています。

今後、また増えていくのかなとも思いますし、その辺について1つ伺いたいのと、あと、もう1点、4月の初めに第1回目の保護者会があると、そのときの利用率がものすごく、どこの学校でもこの日はすごい人数が利用するので、施設が足りなかったというお話を聞いたりするのです。

その中で、同じ業者間でしたり、あと、近隣のあいキッズ同士で協力して、パートナーを派遣しているとかというお話も聞いたんですけども、その辺もいかがでしょうか。

以上、2つの点です。

地域教育力推進課長 土曜日の利用状況については、4月1カ月ということで、こういった大体登録

されている人の4分の1ぐらいの利用実績というような状況でございましたので、この後、推移を見ていきたいと考えております。

あと、平日に保護者会があるとすごい人数のお子さんが学校に残るといような状況がございまして、その点は法人としてもある程度予想がついていることとございますので、職員の派遣については、協力しながら適切に職員の方は入っていただいていると聞いております。

高野委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長 そのほか、いかがですか。  
よろしいでしょうか。

(はい)

8. 「平成28年度板橋区図書館を使った調べる学習コンクール」実施概要について

(図-1・中央図書館)

9. 「平成28年度板橋区読書感想文コンクール」実施概要について

(図-2・中央図書館)

教育長 それでは、報告8「平成28年度板橋区図書館を使った調べる学習コンクール」実施概要について、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 資料は「図-1」をご覧ください。

「平成28年度板橋区図書館を使った調べる学習コンクール」の実施概要について、ご説明させていただきます。

調べる学習コンクールにつきましては、平成24年度から実施した事業でございまして、今年度で5回目となります。

子どもたちの日常生活における興味や疑問などを図書館の資料を持ち寄って学んだり、調べたりして解決したことや感じたことを作品としてまとめることで、図書館の利用促進と自ら資料を調べる力、学ぶ力、表現力を育むことを目的とした事業でございます。

募集部門につきましては3部門。

応募期間、方法につきましては、昨年と同様、記載のとおりでございます。

審査につきましては、第一次審査を各図書館で実施いたしまして、第二次審査につきましては、今年度から教育長、教育委員の先生にも加わっていただき、板橋区教育会、中学校教育研究会代表の先生方とともに進めまして、表彰者を決定させていただきます。

2ページにお進みいただき、7番、表彰につきましては、最優秀賞、各部門1編を始め、優秀賞、各部門2～3作品、奨励賞を各部門5～10作品程度といたしまして、合計30作品以内として表彰させていただきたいと予定してございま

す。

表彰式につきましては、12月3日土曜日、午後、教育支援センターで実施する予定でございます。

最優秀作品、優秀作品につきましては、全国コンクールに推薦いたしまして、昨年度も、3ページにお進みいただき、こちらにまとめてございますけれども、全国大会で優秀賞、優良賞、奨励賞など、財団の表彰を受けたところでございます。

26年度に比べて、応募作品数、27年度は260作品の応募の増加がございました。図書館では、2ページにお戻りいただき、10番に記載しておりますように、学校に図書館資料の調べ方についての出張説明会ですとか、各図書館における勉強会などを実施して、子どもたちに調べ方や資料のまとめ方などをお伝えしているところでございます。

さらに多くの学校で作品の応募や質の向上を期待して取り組んでいるところでございます。今年度も多くの応募を、ぜひ、よろしくお願ひしたいと考えてございます。

続きまして、「図-2」。

読書感想文コンクールについて、ご説明させていただきます。

読書感想文コンクールの概要につきましては、例年と変更はございません。

教育会の学校図書館研究部及び中学校の教育研究会の国語科研究部で審査を行いまして、入賞作品を決定させていただきます。

各賞の内訳、表彰につきましても資料のとおりでございます。

また、この事業は全国大会の地区審査と位置づけられていますので、入賞作品数が東京都から、毎年次、提示がございます。資料では、参考に、昨年度、27年度の入賞作品数の方を記載してございます。

このコンクールで特選を受賞した作品につきましては、東京都の読書感想文コンクールに出品いたします。

この東京都のコンクールで選ばれますと、全国コンクールに出品されるという手順になりますが、昨年度につきましては、2ページ、(3)に記載してございますように、小学校では特選2作品、入選1作品、中学校、入選1作品ということで表彰を受けてございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 今の2つの件につきまして、質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

(なし)

#### 10. 特別整理期間に伴う休館

清水図書館 6 / 6 (月) ~ 6 / 11 (土) 6日間

蓮根図書館 6 / 13 (月) ~ 6 / 18 (土) 6日間

(口頭・中央図書館)

教 育 長       では、報告10「特別整理期間に伴う休館」について、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長    図書館の特別整理期間に伴う休館日についてでございます。  
平成28年度の板橋区立図書館の休館日程につきましては、全館を一括して告示を行ったところでございます。  
直近の実施図書館について、今回の教育委員会でご報告するものでございます。  
次第に記載のとおり、6月、清水図書館、蓮根図書館で、各館とも6日間実施させていただきます。  
個々には、各図書館の臨時休館日の1カ月から3週間前を目安に、その都度、広報等に掲載し、周知いたします。  
報告は以上でございます。

教 育 長       質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。  
よろしいでしょうか。

(なし)

教 育 長       では、次に、教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はありませんか。

(なし)

教 育 長       それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。

午前 11時 48分 閉会